

申告が不要になる場合や、変更となった制度があります 確定申告の際にご確認ください

■医療費控除を適用される方へ

平成 29 年分の確定申告から、領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は 5 年間、大切に保存しておいてください。

* 令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示による確定申告もできます。

* 令和 2 年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

■公的年金などを受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金などの収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

* ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

* 所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告

書の提出が必要です。

* 平成 27 年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金などを受給されている方は、この制度は適用されません。

■消費税の確定申告をされる方へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年 10 月 1 日以降の取引について、売上げや仕入れなどを税率（軽減税率 8%・標準税率 10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要です。

また、令和元年分からは、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

なお、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。



問合せ 日立税務署 TEL 21-6346

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等がある方へ 課税方式を選択することができます

所得税（15.315%）と住民税（市・県民税 5%）が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等は、所得税と住民税とで、異なる課税方式（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できます。

◆所得税と異なる課税方式を選択する場合

期限 納税通知書・税額決定通知書が送付される日まで

申告方法 確定申告書とは別に、市・県民税申告書（確定申告書の控えと特定口座年間取引報告書の写しを添付）を市民税課へ提出してください。

◆申告不要制度とは

住民税が源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等を申告しない方法です。例えば、確

定申告で総合課税か申告分離課税を選択していても、市・県民税で申告しないことを選択することができます（申告不要制度を選択した所得は、合計所得金額や総所得金額に含まれません）。

* 配偶者控除や扶養控除の判定、非課税判定、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担割合、介護保険料、市営住宅の家賃、保育料、児童手当、児童扶養手当などに影響が出る場合があります。詳しくは市のホームページ（<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/006/002/p073511.html>）をご覧ください。

問合せ 市民税課 内線 235



課税方式の選択に関する市のホームページ

この機会にぜひ、マイナンバーカードをお作りください マイナンバーカードの申請をお手伝いします



市では、マイナンバーカードの申請希望者を対象に、無料の写真撮影からタブレット端末による申請までの一連の手続きを、職員がサポートしています。

【こんなときに便利なマイナンバーカード】

- 年金や税などの手続きの際に、本カード一枚でマイナンバーの提示と本人確認ができます。
 - 全国のコンビニエンスストアなどで、住民票や印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、各種税証明書を取得できます（年末年始を除く午前6時30分～午後11時）。
 - e-TAX^{インターネット}を利用しての確定申告など、各種行政手続きなどのオンライン申請が利用できます。
- * 今後、国では、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（プレミアム付きポイントの付与）の導入や、健康保険証としての利用を予定しています。

受付時間 ▪ 平日の午前8時30分～午後5時15分
▪ 土・日曜日（第3土曜日に続く日曜日を除く）の午前9時～正午、午後1時～5時

ところ 市民課及び各支所（土・日曜日は、市民課、多賀・南部・十王支所のみ実施）

必要な持ち物 ▪ 「通知カード」と一緒に送付された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」（更新の場合は、有効期限通知書またはお持ちのマイナンバーカード） ▪ 申請書をお持ちでない

場合やお持ちの申請書の住所や氏名が住民登録の内容と異なる場合は、申請書を再発行しますので、以下の書類をご用意ください。

《本人確認書類》

- ◆ 1点でよいもの（公的な顔写真付きの書類） 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カードなど
 - ◆ 2点必要なもの 健康保険証、医療受給者証、年金証書、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など
- 注意事項** ▪ カードの申請及び受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。なお、申請者が15歳未満の場合は、法定代理人（親権者）の方も一緒にお越しください。 ▪ カードは、約1か月半後にお渡しします。お渡しする場所や必要な持ち物は、申請者本人宛てに郵送でお知らせします。

【更新をお忘れなく】マイナンバーカード、カード内の電子証明書には有効期限があります。

期限が到来する方は更新手続きが必要です。該当する方には郵送でお知らせします（有効期限満了3か月前から手続き可）。

発行時の年齢	有効期限	
	マイナンバーカード	電子証明書
20歳以上	発行日から10回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日
19歳以下	発行日から5回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日

* 在留期間の定めのない外国人住民の方も同様

問合せ 市民課 内線 506

～市税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください～ 市税の口座振替加入促進キャンペーン実施中

口座振替を利用すると、納付のために、役所や金融機関に足を運ぶ必要がなくなり、納め忘れも防げます。

期間中、市税の口座振替を申し込んだ方の中から抽選で20人に、鶴来来の湯十王利用券2枚を進呈します。

期間 2月20日(木)まで

対象 固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、市県民税（普通徴収）、軽自動車税について、新たに口座振替を申し込んだ方（個人）

* 既に口座振替を利用している税目について、口座を変更する場合は対象外。

口座振替の申し込み方法

口座振替依頼書（納税課や各支所、右の金融機関などの市内窓口にあります）に必要事項を記入・押印し、口座振替を希望する金融機関などか、納税課、各支所

に提出 * 振替は、申し込みをした月の翌月末以降の納期分から始まります。「全期前納」の申し込みをした場合は、令和2年度分から振替が始まります。今年度中は、お手元の納付書で納めてください。

口座振替をすることができる金融機関

常陽銀行、みずほ銀行、東邦銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、常陸農業協同組合、日立市多賀農業協同組合、ゆうちょ銀行

当選結果について

発送をもって発表に代えます。 * 発送は3月中旬以降を予定。共有名義の固定資産税・都市計画税の場合、納税通知書に記載された代表者にお送りします。

問合せ 納税課 内線 253